

令和8年9月19日(土)

秋の交通安全運動



生活道路法定速度が30キロになりました。違反の無いようお願いします



さあ、おめかし
をしましょうね

案山子だか人だか良
く分かりません(笑)



ヘルメットをかぶりましょう!



9月21日～30日の秋の全国交通安全運動の一環として、9月19日(土)和木交対協、安全安心部会、和木婦人会交通安全母の会の協力で9号線沿い空き地に案山子が設置されました。
4月には自転車の交通ルールの改正があり、9月からは生活道路法定速度が30キロになったりと、いろいろと交通ルールが変わっています。交通安全運動期間は短いですが、ルールを再確認して安全運転を心がけましょう。